

周南市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

周南市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市実費弁償条例の一部を改正する条例

周南市実費弁償条例（平成15年周南市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

（3） 法第115条の2（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の公聴会に参加した者又は議会の求めに応じて出頭した者

第2条第6号中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改め、同条第8号を削り、同条第9号中「第433条第3項」を「第433条第7項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「で規定」を「の規定」に改め、同号を同条第10号とし、同条に次の1号を加える。

（11） 前各号に掲げるもののほか、特別の理由により市長その他の執行機関又はこれらの附属機関等の求めに応じて出頭又は出席した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市実費弁償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(実費弁償の対象者)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者が当該各号の定めるところにより出頭し、又は参加したときは、この条例の定めるところにより実費を弁償する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第109条第5項及び第6項、法第109条の2第5項並びに法第110条第5項の規定により議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が公聴会に参加を求めた者又は委員会に出頭を求めた参考人</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第8条第5項</u>の規定により公平委員会が喚問した証人</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>公営住宅法(昭和26年法律第193号)第13条第2項の規定により市長の招請により公聴会に参加した者</u></p> <p>(9) 地方税法(昭和25年法律第226号) <u>第433条第3項</u>の規定により固定資産評価審査委員会の招請により出頭した関係人</p>	<p>(実費弁償の対象者)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者が当該各号の定めるところにより出頭し、又は参加したときは、この条例の定めるところにより実費を弁償する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第115条の2(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、議会の公聴会に参加した者又は議会の求めに応じて出頭した者</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第8条第6項</u>の規定により公平委員会が喚問した証人</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 地方税法(昭和25年法律第226号) <u>第433条第7項</u>の規定により固定資産評価審査委員会の招請により出頭した関係人</p>

現行	改正案
<p>(10) <u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第1項</u>の規定により農業委員会が出頭を求めた関係人</p> <p>(11) <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条</u>で規定により文化財の調査に従事した者</p>	<p>(9) <u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項</u>の規定により農業委員会が出頭を求めた関係人</p> <p>(10) <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条の規定</u>により文化財の調査に従事した者</p> <p>(11) <u>前各号に掲げるもののほか、特別の理由により市長その他の執行機関又はこれらの附属機関等の求めに応じて出頭又は出席した者</u></p>